

令和7年度 神奈川県看護師等修学資金のしおり

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課(人材養成グループ)

電話 045-210-1111(代表) 月～金(年末年始・休日を除く)

8:30～12:00 13:00～17:15

電子メール: hojin-chousei@pref.kanagawa.lg.jp

○氏名 [_____]
○修学生番号 [_____]
○学校名 [_____]
○借受開始 [令和7年 4月]
○卒業予定 [_____年_____月]

- ・御自身で上の欄に内容を記入し、修学資金の返還を完了するまで、あるいは修学資金の返還免除が決定するまで、この書類を大切に保管してください。

これからあなたが借り受ける修学資金は、**神奈川県内において働く看護職員を育成するため、税金を使って支えられています。**

この趣旨を理解し、卒業後は神奈川県内で看護職として活躍するように努めてください。

借り受けに当たっては、この冊子をよく読んで制度を十分に理解し、手続き等に誤りがないようにしてください。

1 卒業後には返還する必要があります。

この修学資金は「貸付け」であり、原則として、卒業後には返還する必要があります。

ただし、神奈川県内の規定施設にて規定期間以上、継続して業務に従事する等、条例に定める条件を満たした場合に限り、返還猶予や返還免除が可能となります。返還猶予や返還免除を受けるには、申請が必要です。

2 在学中に借り受けを辞退する場合、停学処分を受けた場合

修学資金の貸付けは廃止となります。

県内養成施設の方は、速やかに学校へ連絡し、学校経由で県へ辞退届又は停学届及び借用証書を提出してください。

2年課程及び県外養成施設の方は、速やかに直接県まで連絡してください。

(1) 返還猶予を希望する場合(成績不振以外の辞退の場合のみ可能。)

貸付け廃止後も、在学している間は返還猶予を申請することができます。希望する場合は、返還猶予申請書を提出してください。卒業の際は「6 卒業時に提出するもの」に従い、手続きを行ってください。

(2) 返還猶予を希望しない場合

借り受けた金額を返還していただきますので、返還明細書を提出してください。

3 休学となる場合

県内養成施設の方は、速やかに学校へ連絡し、学校経由で県へ休学届を提出してください。

2年課程及び県外養成施設の方は、速やかに直接県まで連絡してください。

休学中は借り受けできず、復学後に復学届を提出することで再開が可能となります。ただし、復学後も同学年で借り受けが重複する期間は借り受けできません。

(例) 3年生の9月まで借り受け、10月から休学し、翌年4月から再度3年生として復学する場合→復学後の10月分から借受再開が可能(4～9月は重複するので借り受けできません)。

4 留年する場合

県内養成施設の方は、学校が届け出を行うので、手続きは不要です。

2年課程及び県外養成施設の方は、直接県へ連絡してください。

留年中は借り受けできず、進級し、進級した旨の届けを提出することで再開が可能となります。ただし、学業成績の不良により留年した場合は、修学生として不適格とみなし、貸付け廃止となりますので、借り受けた金額を返還していただきます。

連絡を受け、県から貸付け廃止の通知を受領後、借用証書、返還明細書を提出してください。

5 退学する場合

借り受けた金額を返還していただきます。

県内養成施設の方は、速やかに学校へ連絡し、退学日から2週間以内に学校経由で県へ退学届、借用証書、返還明細書を提出してください。

2年課程及び県外養成施設の方は、速やかに直接県まで連絡し、退学日から2週間以内に退学届、借用証書、返還明細書を提出してください。

この場合は、原則として返還が猶予されることはありません。

6 卒業時に提出するもの

(1) 神奈川県内の返還免除対象施設に従事する方(条件は次項を参照)

返還猶予の申請ができます。

借用証書、返還猶予申請書、業務従事届(施設の証明印が必要)を、県内養成施設の方は、学校経由で、2年課程及び県外養成施設の方は、直接県へ提出してください。

ひとつでも未提出の場合は、借り受けた金額を全額返還していただきます。

※ 保健師修学資金を借りた方が、県内地方公共団体の保健師以外の医療機関等で看護師等として就業する場合は、借り受けた金額を返還する必要がありますが、従事期間によっては一部免除が可能となるため、卒業時点では、返還せず、返還猶予の申請をしていただくこととなります。

(2) それ以外の施設に従事する方

借り受けた金額を返還していただきます。

県内養成施設の方は、学校経由で、2年課程及び県外養成施設の方は、直接県へ、借用証書、返還明細書を提出してください。この場合は、原則として返還が猶予されることはありません。

(3) その他の方

卒業後、さらに看護関係の学校へ進学する場合(進学先を卒業後、県内の対象施設で看護職の業務に従事する意思がある場合に限る)等や、国家試験や自治体保健師の採用試験が不合格だったが、次回再受験する場合等、特別の事情があり従事できない場合には、返還が猶予できる場合がありますので、お問合せください。

返還猶予となった場合、進学される方は進学先の卒業又は退学時に、再受験される方は 1 年後の結果判明時に、県へ連絡してください。連絡が無い場合には、猶予期間終了として借り受けた金額を全額返還していただきますので、御注意ください。

7 卒業後、返還が免除されるには

貸付金は、借受生が自ら返還猶予期間の満了後に免除申請を行い、県で審査の結果、承認されて初めて返還が免除となります。免除されるには、次のすべての条件を満たす必要があります。ひとつでも満たさない条件がある場合には、借り受けた金額を全額返還していただきます。

条件 1 卒業月の翌月(3月卒業の場合は4月)から、在籍した課程で取得した看護職免許以上で業務に従事すること。

条件 2 返還免除対象施設で、必要な従事期間に従事すること。なお、勤務した施設により、従事すべき期間が異なります(詳細は6ページの条例第9条及び9、10ページの施行規則第12条、13条を参照)。

保健師修学資金を借りた方は、神奈川県内の地方公共団体で保健師として5年間就業した場合のみ全額免除の申請ができます。

下記のような神奈川県内の返還免除対象施設で、看護職員として必要な従事期間に従事した場合には、借り受けた金額の一部の免除申請ができます。

返還免除対象施設及び従事期間

必要な従事期間	返還免除対象施設(神奈川県内に限る。)の例 ※
5年間	200床以上の病院、保健所、訪問看護ステーション、身体障害者社会参加支援施設、児童福祉施設 ※ただし、助産師として従事の場合は3年間。
3年間	200床未満の病院、診療所、助産所、介護医療院、精神病床数が全病床数の8割以上の病院、重症心身障害児施設、介護老人保健施設

※ 教育・研究職や有料老人ホームは対象外

※ 不明な場合や上記以外の施設については6ページの条例第9条及び9、10ページの施行規則第12条、13条を参照してください。

[注] 必要な従事期間が、たとえ1月でも不足した場合は、借り受けた金額を全額返還していただきますので御注意ください。ただし、借り受けた期間以上従事している場合には、一部免除の申請が可能です(計算式は、10、11ページの施行規則第14条を参照してください。)。

条件 3 常勤職員として引き続き(継続して)従事すること。

ただし、非常勤(パートやバイト)でも、次の内容を満たしている場合に限り「返還免除となるための従事」とみなし、従事期間として算定できます。

- ・ 週あたりの契約労働時間が 20時間以上 あること(週20時間未満は不可)
- ・ 31日以上 の雇用期間が見込めること

以上の **条件 1～3** をすべて満たす場合、必要な従事期間を終える時期に、県から返還免除のために必要な手続き書類を送付します。その書類に加え、従事したすべての施設の「勤務期間証明書(施設の証明印つき)」を提出することで、免除申請が完了します。県が指定した期限内に免除申請書の提出がない場合

は、6 ページの条例第 8 条の規定に基づき、全額返還していただくことになります。

8 返還免除までの従事期間中に必要な手続き(住所・氏名変更、転職、休職)

(1) あなたや連帯保証人の住所や氏名が変わる場合

○ 在学中に変更がある場合

県内養成施設の方は、養成施設経由で、2 年課程及び県外養成施設の方は、直接県へ変更届を必ず提出してください。

○ 卒業後の返還免除前に変更がある場合

県へ電子メールで連絡の上、変更後の住民票の写し(原本)を別途提出、又は変更届(※)に必要な事項を記入のうえ、住民票の写し(原本)を添えて県へ提出してください。

(2) 返還免除前に、転職を考えている場合

転職を決定する前に県へ連絡してください。退職時などに勤務先から「勤務期間の証明書(施設の印つき)」を取得していただきます。

この証明書が無いと、後日の返還免除申請ができないため、全額返還となります。取得した証明書は、返還免除申請まで御自身で大切に保管しておいてください(転職時点で県への提出は不要です)。

○ 返還とならずに転職するには

上記の転職予定を県に連絡の上、県に電子メールで新業務従事先を連絡するか又は郵送で業務従事先変更等届(※)を県へ提出してください。

転職先も返還免除対象施設であり、常勤職員として継続して再就職する場合は、県へ連絡することで、返還猶予が継続できます。

御本人の勘違い等により返還免除対象施設ではない施設への転職や、丸 1 月以上空けての転職で、全額返還となるケースが生じていますので、御注意ください。

※ 郵送する場合は、変更届等の様式は県ホームページにあります。サイト内検索で「看護師等修学資金」又は「修学資金がサポート」で検索してください。

神奈川県ホームページ URL <https://www.pref.kanagawa.jp/>

(3) 返還免除前に、返還免除対象外施設へ転職した場合、退職して再就業しない場合

必要な従事期間に足りませんので、借り受けた金額を返還していただきます。書類提出が必要ですので、県へ連絡してください。

(4) 返還免除前に、産休・育休や療養等で休職する場合

休職を決定する前に、必ず県へ連絡してください。復帰予定がある場合は、返還猶予申請をすることで、返還猶予となります。このとき、同一事由による返還猶予期間は原則として、最長 1 年間です。

休職期間は従事期間としてカウントしませんので、必要な従事期間が終了する時期は延長されます。

万一、復帰する意思が無い場合や、復帰後に返還免除対象施設外へ転職予定の場合は、借り受けた金額を返還していただきます。

9 その他

- ・ 貸付金を受け取ったら、支払いごとに受領書を提出してください。
- ・ 必要書類を提出しない場合や返還時に支払いが滞る場合は、連帯保証人への請求や法的対応等を取らせていただきます。
- ・ 御不明な点はお問合せください(連絡先は表紙に記載)。その際には、決定通知や表紙に記入された修学生番号、卒業年月等を伝えてください。

神奈川県看護師等修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、将来県内において保健師、助産師又は看護師の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(修学資金の貸付け)

第2条 県は、次の各号に掲げる修学資金を当該各号に定める者に対し、貸し付ける。

(1) 一般修学資金 次のいずれにも該当する者

ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条から第21条までの規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者

イ 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康である者

ウ 養成施設を卒業し、又はその課程を修了した後、県内において保健師、助産師又は看護師（以下「看護職員」という。）の業務に従事する意思を有する者

(2) 特例貸付修学資金 前号アからウまでのいずれにも該当する者で、学資の援助を必要とする者

(3) 保健師修学資金 第1号ア及びイに該当する者で、養成施設を卒業し、又はその課程を修了した後、県内の地方公共団体において保健師の業務に従事する意思を有する者

2 前項の修学資金は、無利息とする。

(修学生を選考)

第3条 知事は、選考によつて修学資金の貸付けを受ける者（以下「借受生」という。）を決定する。

(修学資金の額)

第4条 第2条第1項に掲げる修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 一般修学資金 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

区分	金額（月額）
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下この表において同じ。）が設置する養成施設	17,000 円
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	20,000 円

(2) 特例貸付修学資金 月額40,000円

(3) 保健師修学資金 月額40,000円

2 前項第2号の規定にかかわらず、貸付期間の最初の月の特例貸付修学資金の月額は、同号に定める額に100,000円を加算した額とすることができる。

(貸付期間)

第5条 修学資金の貸付期間は、知事が定める月から当該養成施設を卒業する日の属する月までとする。

(貸付けの休止)

第6条 知事は、借受生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月分までの修学資金の貸付けを休止することができる。

(貸付けの廃止)

第7条 借受生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを廃止する。

- (1) 養成施設を退学し、又は退学させられたとき。
- (2) 借受生であることを辞退したとき。
- (3) 心身の故障のため、養成施設を卒業し、又はその課程を修了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 停学の処分を受けたとき。
- (5) 学業成績又は性行が著しく不良となつたと認められるとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなつたとき。
- (7) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(返還義務)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、貸付けを受けた修学資金の全額を知事が定める期間内に返還しなければならない。

(債務の当然免除)

第9条 前条の規定にかかわらず、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、返還期日が到来していない債務は、免除する。ただし、保健師修学資金の貸付けを受けた者にあつては、第4号又は第5号に該当することとなつた場合に限る。

- (1) 県内の知事が別に定める施設及び地方公共団体（以下「指定施設等」という。）において引き続き5年間看護職員の業務に従事したとき（次号から第4号までに該当する場合を除く。）。
- (2) 指定施設等のうち県内の看護職員の確保が特に困難であると認められる施設で知事が別に定める施設及び知事が別に定める町村（以下「特定施設等」という。）において引き続き3年間看護職員の業務に従事したとき。ただし、特定施設等のうち知事が指定する施設に従事する場合にあつては、知事が別に定める施設において3年以上の実務経験を有している者に限る。
- (3) 指定施設等において引き続き3年間助産師の業務に従事したとき。
- (4) 県内の地方公共団体において引き続き5年間保健師の業務に従事したとき。
- (5) 前各号に規定する業務に従事した期間内に、当該業務上死亡し、又は当該業務上の負傷若しくは疾病により心身に障害が生じたため当該業務を行うことができなくなつたとき。

(債務の裁量免除)

第10条 第8条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、返還期日が到来していない債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 指定施設等において貸付期間に相当する期間以上看護職員の業務に従事したとき（前条第1号から第4号までに該当する場合を除く。）。
- (2) 保健師修学資金の貸付けを受けた者が、前条第1号から第3号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 死亡、心身の障害その他特別の事情により貸付けを受けた修学資金を返還する能力を失つたと認められるとき。

(返還の猶予)

第11条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事情が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 修学資金の貸付けを廃止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (2) 指定施設等において看護職員の業務に従事しているとき。
- (3) 進学、被災、心身の障害その他特別の事情により修学資金の返還が困難であると認められると

き。

(延滞利息の徴収)

第12条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

神奈川県看護師等修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県看護師等修学資金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請)

第2条 神奈川県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(1) 一般修学資金又は保健師修学資金 次に掲げる書類

ア 条例第2条第1項第1号アに規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の長（以下「養成施設長」という。）の推薦状（第2号様式）

イ 申請者の住民票の写し

(2) 特例貸付修学資金 次に掲げる書類

ア 養成施設長の推薦状

イ 申請者の属する世帯の全員の住民票の写し

ウ 申請者の属する世帯の全員の収入を証する書類その他の収入の状況を確認できる書類

(連帯保証人)

第3条 申請者は、連帯保証人を2人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営むものでなければならない。この場合において、申請者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は親権者又はこれに類する者でなければならない。

3 借受生（条例第3条に規定する借受生をいう。以下同じ。）又は修学資金の貸付けを受けた者が連帯保証人を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(選考結果の通知)

第4条 知事は、借受生を決定したときは、その結果を申請者に通知するものとする。

(誓約書等)

第5条 借受生となつた者は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、連帯保証人（借受生となつた者が未成年である場合にあっては、親権者又はこれに類する者及び連帯保証人。以下この項において同じ。）と連署した誓約書（第3号様式）並びに連帯保証人の住民票の写し及び連帯保証人が当該誓約書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書その他知事が必要と認める書類（次項において「誓約書等」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の期間内に誓約書等を提出しない者は、借受生となることを辞退したものとみなす。

(修学資金の交付)

第6条 修学資金は、借受生に3月分ずつその3月の最初の月に当該借受生が在学する養成施設長を経て交付する。ただし、新規の借受生に係る第1回目の修学資金の交付のとき又は特別の事情があるときは、この限りでない。

2 借受生は、修学資金を受領したときは、当該受領した日から7日以内に修学資金受領書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(貸付けの休止)

第7条 借受生が引き続き1月をこえて休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月分までの修学資金の貸付けを休止する。

(返還の方法)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、養成施設を卒業し、若しくはその課程を修了し、退学し、退学させられ又は修学資金の貸付けを廃止された日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた期間に相当する期間内（前条の規定により貸付けを受けなかった期間を除き、返還を猶予された期間があるときは、この期間を加えた期間内）に、貸付けを受けた修学資金の均等額を月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかの方法で返還しなければならない。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

(一時返還)

第9条 知事は、条例第7条の規定により修学資金の貸付けを廃止された者で前条に規定する方法により修学資金を返還させることが適当でないと認めるものについては、貸し付けた修学資金の全額を一時に返還させるものとする。

(修学資金借用書等)

第10条 借受生は、修学資金の最後の貸付分の交付を受けた日から7日以内に、貸付けを受けた修学資金の全額について修学資金借用証書（第5号様式）及び修学資金返還明細書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(返還の方法の変更)

第11条 修学資金返還明細書に記載した修学資金の返還の方法は、知事の承認を受けなければ変更することができない。

(指定施設)

第12条 条例第9条第1号に規定する施設は、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
- (2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (3) 医療法第2条に規定する助産所
- (4) 保健福祉事務所又は市が設置する保健所
- (5) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定するこども家庭センター
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関
- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項の規定に基づき指定された訪問看護事業を行う事業所
- (8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所
- (9) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (10) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び施設障害福祉サービスを行う事業所
- (12) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
- (13) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設
- (14) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (15) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設

(特定施設等)

第13条 条例第9条第2号本文に規定する施設は、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 医療法第7条第1項の規定に基づき許可を受けた200床未満の病院

- (2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
 - (3) 医療法第2条に規定する助産所
 - (4) 医療法第7条第1項の規定に基づき許可を受けた病院のうち精神病床の数が病床数の10分の8以上を占めるもの
 - (5) 児童福祉法第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（主として同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を入所させるものに限る。）
 - (6) 母子保健法第22条第1項に規定するこども家庭センター（助産師の業務に従事したときに限る。）
 - (7) 児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関
 - (8) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - (9) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - (10) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
 - (11) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所
- 2 条例第9条第2号に規定する町村は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第24条第2項第1号に定める特定町村（保健師の業務に従事したときに限る。）とする。
- 3 条例第9条第2号ただし書に規定する知事が指定する施設は、第1項第11号に掲げる施設とする。
- 4 条例第9条第2号ただし書に規定する知事が定める施設は、第1項第1号から第10号までに掲げる施設とする。

（債務の裁量免除の額）

第14条 条例第10条第1号に該当する場合の免除することができる債務の額は、次の算式により計算して得た額とする。

$$\text{返還すべき額} \times \left(\frac{\text{業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間（24月に満たないときは、24月とする。）} \times \frac{5}{2}} \right)$$

- 2 保健師修学資金の貸付けを受けた者が条例第10条第1号に該当する場合の免除することができる債務の額は、前項の規定にかかわらず、その者の業務に従事した期間を次の各号に掲げる期間に区分して当該各号に定めるところにより計算して得た額の合計額とする。

- (1) 県内の地方公共団体における保健師の業務に従事した期間

$$\text{返還すべき額} \times \left(\frac{\text{当該業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間（24月に満たないときは、24月とする。）} \times \frac{5}{2}} \right)$$

- (2) 前号に掲げる業務以外の業務に従事した期間

（条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額（月額）×貸付けを受けた期間）×

$$\left(\frac{\text{当該業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間（24月に満たないときは、24月とする。）} \times \frac{5}{2}} \right)$$

- 3 条例第10条第2号に該当する場合の免除することができる債務の額は、その者の業務に従事した期間を次の各号に掲げる期間に区分して当該各号に定めるところにより計算して得た額の合計額とする。

(1) 県内の地方公共団体における保健師の業務に従事した期間

((条例第4条第1項第3号に定める保健師修学資金の月額—条例第4条第1項第1号の表中の区分に応

$$\left(\frac{\text{当該業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間 (24月に満たないときは、24月とする。)} \times \frac{5}{2}} \right) \times \text{じた金額 (月額)} \times \text{貸付けを受けた期間} \times$$

(2) 前号に掲げる業務以外の業務に従事した期間

条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額 (月額) × 貸付けを受けた期間

4 前3項の場合において、返還すべき額、(条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額 (月額) × 貸付けを受けた期間) 又は ((条例第4条第1項第3号に定める保健師修学資金の月額—条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額 (月額)) × 貸付けを受けた期間) に乗ずる数値が1を超えるときは1とする。

5 条例第10条第3号に該当する場合の免除することができる債務の額は、返還できないと認める額とする。

(免除の申請)

第15条 修学資金の貸付けを受けた者は、条例第9条又は第10条の規定により債務の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、修学資金返還免除申請書 (第7号様式) に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(猶予の申請等)

第16条 条例第11条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書 (第8号様式) に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により修学資金の返還を猶予された者は、当該猶予された事情が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(届出義務)

第17条 借受生は、次に掲げる事情が生じたときは、直ちに知事に届け出なければならない。

(1) 借受生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があつたとき。

(2) 借受生が休学、復学、転学又は退学したとき。

(3) 借受生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。

(4) 借受生が留年したとき。

(5) 連帯保証人が死亡し、又は第3条第2項もしくは第3項に規定する者でなくなつたとき。

2 借受生が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人が死亡の事実を証明する書面を知事に提出しなければならない。

3 前項第1号に掲げる事情のうち、借受生又は連帯保証人の住所又は氏名に異動があつた場合に行う前項の規定による届出には、異動があつた者の住民票の写しを提出しなければならない。

4 修学資金の貸付けを受けた者が新たに県内において条例第2条第1項第1号ウに規定する看護職員 (以下「看護職員」という。) の業務に従事したときは業務従事届 (第9号様式) を、業務従事先を変更し、又は看護職員の業務に従事しなくなつたときは業務従事先変更等届 (第10号様式) をそれぞれ当該事情が生じた日から10日以内に知事に提出しなければならない。ただし、貸付けを受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。

5 第1項第1号及び第5号、第2項並びに第3項の規定は、修学資金の貸付けを受けた者に準用する。ただし、当該修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(書類の経由)

第18条 養成施設に在学している者は、この規則の規定による書類を知事に提出するときは、在学する養成施設長を経由しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(勤務期間の計算)

第19条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、看護職員として業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなつた日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

第20条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。